

空き家のお悩みを解決!!

空き家活用ローン

変動金利型

(保証料込)

最大引下げ後金利

年 **1.90%**

- 空き家をリフォームして賃貸住宅にしたい
- 空き家を解体したい
- 空き家を解体して駐車場等として有効活用したい



- ご融資金額は最高 **500万円!**
- ご融資期間は最長 **10年!**

空き家活用ローンの店頭標準金利：2.4% (平成29年12月1日現在)

金利引下げ条件	引下げ幅
各自治体からの認定を受けた物件 (補助金支給、空き家バンク登録等)	▲0.5%
給与振込または年金振込ご指定の方	▲0.1%
J Aカードご契約の方	▲0.1%

※最大引下げ幅 ▲0.5%

 J A 十和田おいらせ

「J A とのお取引はこれから」というお客様も
お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

(ご利用に際しては、組合員加入のための出資が必要となります)

本 店 0176-23-0316
大深内支店 0176-27-2311
藤坂支店 0176-23-3128
ももいし支店 0178-52-3341
下田支店 0178-56-3311

上北支店 0176-56-3161
七戸支店 0176-62-2195
十和田湖支店 0176-72-2341
横浜町支店 0175-78-2321
むつ支店 0175-22-1315

【JA 空き家活用ローン商品概要】

平成 29 年 12 月 1 日現在

商品名	空き家活用ローン
ご利用いただける方	<p>次の条件を満たすお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ①借入申込時の年齢が満 20 歳以上で、完済時の年齢が満 75 歳以下の方 ②安定・継続した収入の見込める方 ③過去に不渡り、延滞等の事故がなく、保証会社の保証が受けられる方 ④当該物件が本人又は配偶者、親、子、孫の二親等以内の所有物件であること ⑤当該物件の所有者が申込み者本人以外の場合は、その所有者に同意を得ていること ⑥その他 J A が定める条件を満たしている方
お使いみち	<p>空き家（居住用建物と同じ敷地内にある小屋・納屋・蔵・倉庫等を含む）にかかる次の資金とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①空き家を賃貸するための改築・改装費用 ②空き家解体にかかる費用（対象物内にある家財等、同じ敷地内にある立木・庭木・庭石・池・門扉・塀・雑草等の処分費用を含む） ③空き家解体後の駐車場等の造成にかかる費用や、土地の有効活用に係る各種設備費用（駐車場造成アスファルト工事・ライン引き・コインパーキング設備設置等） ④空き家の防災・防犯上の設備対策資金 <p>※但し、いずれも事業性、転売目的の利用は除きます。</p>
ご融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）
ご融資利率	<p>変動金利型</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お借入れ後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利(農協短期プライムレート)により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更します。 <p>※金利は店頭に掲示します。詳細については当 JA の融資窓口へお問い合わせください。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ①元利均等毎月返済 ②お借入金額の 50%以内で、ボーナス併用返済もご利用いただけます。
担保・保証人	原則不要です。(株)ジャックスが保証いたします。※場合により連帯保証人をお願いすることがございます。
お申込時の必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①本人確認資料 運転免許証等の顔写真付公的資料 ②収入を確認できる資料 「給与所得者、会社役員の方」源泉徴収票または公的所得証明書 「自営業者の方」納税証明書（その 1・その 2）または確定申告書 ③資金用途確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ●見積書、工事請負契約書等 ●対象物件の土地、建物の登記簿謄本 <p>※金利引下げの適用を受けられる方は、自治体からの補助金受給が確認できる資料が必要です。</p> <p>※その他の資料をご提供いただく場合もございますので、予めご了承ください。</p>
留意事項	<p>※ローンのご利用は、JA 所定の資格・要件を満たす方に限らせて頂きます。</p> <p>※店頭にて返済額の試算を承っております。</p>